

トークサロン

草の根の市民自治を掘り起こそう！

2017年6月10日（土）

午後1時～4時

ウィズあかし市民活動支援センター フリースペース

市民自治あかし

2017年度総会

- 1 開会のあいさつ
- 2 この1年の取り組みと活動の経過
 - ①議会改革と議員の資質向上を求める取り組み
 - ②連続請願行動で明らかになったこと
 - ③議会改革に関わるその他の取り組み
 - ④住民投票条例の制定を求める取り組み
 - ⑤自治基本条例の市民検証
 - ⑥「政治を身近に感じる市民講座」等への取り組み
 - ⑦市民活動支援センターの実現が持つ意味
 - ⑧国政と地方自治の関係について
- 3 新年度の活動の方針と具体的計画
 - ◎連続市民講座「市民まちづくり講座 in 明石」の開催
- 4 会計と財政の方針、役員等の体制
- 5 閉会のあいさつ

政策提言市民団体 市民自治あかし

E-mail:office@jichi-akashi.com

事務局：明石市太寺 4-9-17 TEL078-913-1241 fax078-914-8039 銀座事務所：明石市本町 1-6-3

I この1年の取り組みと活動の経緯

2016年度は前年度に引き続き「議会改革の取り組み」を最重点課題として継続的に取り組みました。

定例会ごとに議会改革に関わる「請願書」を提出し、議会基本条例に定めた議会運営を遵守するよう、個別具体的に提言を続けました。しかし、議会側の対応は多数派会派による“請願抹殺”としか言いようのないほど、頑なに請願趣旨を議会運営に反映する姿勢を欠き、請願趣旨への反対理由を明確にしないまま、数を頼んでの「不採択」を貫き通しました。

9月議会では、折から浮上してきた「市役所庁舎の建て替えに関する情報開示と市民参画」を求める請願に趣向を変えましたが、これにはそれまで概ね議会改革請願に賛同してきた共産党の議員団長が「請願反対会派」を代表するかのようになり、請願への反論と請願者に対する批判を展開し請願者と対峙する展開になりました。この件については、議会終了後も議員のインターネット・ブログで請願者への批判を続けたため、請願者側としても詳細な反論を返すという“異様な展開”になりました。

こうした経緯を慎重に検証し、今後の対応も議論を重ねた結果、12月議会への請願提出は見送り、翌年3月議会から請願を再開するという展開になりました。

議会改革に関しては請願以外にも、8月には「市民と議員の意見交換会」を他都市の市議会議員も招いて立体的な議論を重ねるとともに、1月には「連続請願行動の中間報告市民集会」を開催し、新たに「議会改革市民100人委員会」の結成提案も行いました。

また、多くの市民が議会への関心を高める方法として「議会ツアー」の企画も提案し、「議会見学会」の実施と、議会傍聴を広く呼びかけてその道案内や事後のケア等を市民自治あかしが担う計画も打ち出しました。しかし、議会見学会は議長への正式申し入れに対して「市民団体が広く呼びかける」こと自体にも議会側から拒否反応が返ってきたほか、市民自治あかしメンバーによる見学会の申し入れに対しても「議会見学」の制度自体が現時点では存在しないので、すぐには対応できないという“壁”に阻まれ、進められませんでした。

このほか、前年度に「条例案内容の改ざん」の挙句、議会では全員一致で否決された「住民投票条例」については、具体的な取り組みはできなかったが、前年度から始まった自治基本条例市民検証会議のメンバーに参加し、今年2月にまとめられた市長に対する報告書の中で「条例検討委員会の答申に基づいて、自治基本条例に明記されている常設型の住民投票条例の制定をめざす方向で進める」とともに、「制定に向けたプロセスでは、市民への説明責任を果たすなど、市の姿勢を明確にして進める」ことを要請する内容を盛り込みました。

また、選挙権の18歳引き下げの施行に関連して年度当初から「政治を身近に感じる市民講座」の企画案を選挙管理委員会と連携して取り組む交渉を重ねましたが、年度中に具体案を立案するに至らず、持ち越しました。議会改革に関連して今年1月に提案した「議会改革市民100人委員会」案も実現を持ち越しました。

昨年総会で記念講演として取り組みを提起した「市民がつくる財政白書」など財政問題への取り組みも、その後は具体化できないまま持ち越しました。

市民自治あかしが直接取り組んだ課題ではありませんが、10年越しで早期実現を働きかけてきた「市民活動支援センター」がこの4月1日にアスパシア明石8階にやっとオープンしたことは特筆できる動きです。小学校区単位の「協働のまちづくり組織」の支援に取り組んできた一般財団法人「明石コミュニティ創造協会」が中間支援組織として市の指定管理者になり、アスパシア明石の7～9階にある生涯学習センター、男女共同参画センターと合わせて3つの市民活動拠点を管理運営する形で実現しました。

1. 議会改革と議員の資質向上を求める取り組み

市民自治あかしは、発足の当初から「議会改革と議員の資質向上」を活動の大きな課題としてきました。市民自治の自治体づくりを担う「市民」と「行政」「議会」の3つの担い手のうち、最も問題をたくさん抱える主体でもあり、2012年の明石駅前再開発をめぐる住民投票条例の直接請求に対する理不尽な否決で、その問題点をまざまざと見せつけました。

明石市議会は2014年4月に議会基本条例を施行し、議会の活性化と市民のために開かれた議会の実現を目的に掲げ、市民に対する説明責任を果たすことや政策立案と政策提言を積極的に行い、多様な市民意見を市政に反映させる議会運営に努めることも「議会活動の原則」に明記されています。また、議会が「言論の府」であることや「合議体」であることを認識し、議員相互の自由な討議を重視して合意形成に努める原則も掲げています。

しかし、施行初年度から、議会報告会を「誰でも参加し、市民と議員が自由に意見交換できる」報告会ではなく、特定の団体と常任委員会とのクローズドな意見交換会をこっそり行ったことを議会報告会と標榜し、議員間の自由討議や市民との意見交換を多様に展開する具体的方策を検討する気配もありませんでした。

2015年4月の市議会選挙では、引退した議員を除いて、再立候補した現職26名全員が当選しましたが、改選されたのを機会に市民自治あかしは6月市議会に「議会基本条例の遵守を求める請願書」を提出しました。請願書の提出は、市民の参画を阻む議会に風穴を開けるためにも有効なアプローチになります。以来まる2年、議会改革への取り組みの核に、連続請願運動を据えてきました。

議員の資質向上を図るには、議員として退場していただかねばならない議員を選挙で落すことが必要です。そのためには、議会改革を阻む議員をあぶり出し、議会の実態を市民の目に白日のもとにさらすことが必要です。その日常的取り組みが、議員としての資質を欠く議員を次の選挙で落とし、議会に新風を吹き込む新人を大量に送り込むことにつながります。

◇議会改革を求める明石市議会請願の足どり（2015年6月～2017年3月）

1 議会基本条例の遵守を求める請願

（2015年6月市議会提出）

1. 条例第4条2項は、議会に関する条例または規則で定めるすべての会議の原則公開を定めています。代表者会および議員協議会は、条例等で定められた会議ではありませんが、実質的に重要な調整・協議の場になっています。よって、これらの会議についても原則として市民に公開してください。
2. 条例第4条に基づき、市民との意見交換の場を多様に設け、市民が議会活動に参加できる方策を具体化してください。請願および陳情の審議に際して請願・陳情者が説明し意見陳述するとともに、請願・陳情者が求めれば議員との質疑、意見交換する場を設けてください。
3. 条例第6条に基づく議会報告会は、この条例の目的と原則に沿うよう、希望する市民が誰でも参加し、市民と議員が自由に意見交換できる会合として運営してください。また、議会報告会は少なくとも年2回以上開催し、市民の多くが参加できるように開催場所も工夫してください。
4. 議案の審議、採決にあたっては、条例第2条、第3条、第12条に基づき、論点および争点を明らかにし、自由な討議による合意形成の努力を示すためにも、賛否が分かれるような議案については、賛成または反対の理由を明示して討論するよう努めてください。
5. 条例第24条に基づく条例の検証・見直しは、さらなる議会改革を進めるために、市民参画の手続きに基づいた検証・見直しを行ってください。

⇒共産党（3人）と市民クラブ（2人）の5名賛成

2 請願項目は1つに絞り、連続的、継続的請願をめざす

（9月議会）

「自由な討議による合意形成を図るために、採決にあたっては賛成または反対の理由を明示して

議員間の討議をしっかりと行ったうえで採決をする」

紹介議員が前回の2会派から3会派に増え、本会議での採決も請願に賛成が10議員（未来創造、共産党、市民クラブ、自民党）へと倍増した。

3 住民投票条例案を市長が一方的に修正 (12月議会)

「明石市住民投票条例議案は慎重に審議し、今議会では採決を見合わせ、継続審議にすることを求める請願」
条例案は全員一致での異例の否決。請願は不採択。

4 「市議会だより」の抜本改革を求める請願、議会の体質露わに (2016年3月議会)

本会議では、市民クラブと共産党の2議員が請願採択に賛成する討論

5 「議会報告会」の充実した開催を求める請願書 (2016年6月議会)

議会報告会は議会基本条例の目的と原則に沿うよう、希望する市民が誰でも参加し、市民と議員が自由に意見および情報を交換できる会合として実施してください。また、報告会は少なくとも年2回以上、できれば年4回の定例会終了ごとに開催し、市民の多くが参加できるように開催場所や時間も工夫してください。

⇒本会議では未来市民、共産党、民主連合の3会派12名の議員が賛成したものの、最大会派の真誠会と公明党など17名の反対で請願は不採択。しかし、議運委では賛否同数で、委員長裁決で不採択。

6 「市庁舎建て替え計画の情報開示と市民参画」を求める請願書 (2016年9月議会)

特別委員会の審査では、共産党議員が請願者と紹介議員に請願の内容や文言について質問を繰り返す、本会議では唯一の反対討論し、紹介議員会派の未来市民6名だけの賛成で不採択。

12月議会では、市から「新庁舎建設基本構想」（素案）が報告された。

7 議会基本条例に基づく「議会報告会」の開催を求める請願 (2017年3月議会)

議会基本条例の目的と原則に沿った「議会報告会」の開催を求める請願は3回目だが、3たび不採択としました。常任委員会がテーマごとに特定の団体と意見交換する会合を「議会報告会」と呼び、本来の議会報告会の開催を避けてきました。未来市民や共産党などは、本来の議会報告会も行うべきであると主張してきましたが、真誠会や公明党は「特定の市民の声が大きくなりがちだ」などを理由に、不特定多数の市民が参加できる報告会を敬遠し続けています。

今回も民主連合と共産党、未来市民の3会派、計11名が賛成しましたが、他の議員全員が反対しました。

2. 連続請願行動で明らかになったこと (2017. 1. 21 連続請願行動の中間的な総括から)

連続請願行動については、昨年（2016年）6月の市民自治あかしの総会で以下のような「意義と効果」を挙げています。

- ①請願の中身や効果、議員や会派への対応を議論する過程で、議会運営の具体的な問題点や課題を市民が実践的に検証することになり、年に4回、4年間で16回も繰り返すことによる“市民力”の向上効果はすこぶる大きい。
- ②議会基本条例に掲げている「議会への市民の参加、参画」や「議会の市民への説明責任」「市民と議員、議会の意見交換」などを市民側から積極的に働きかけていくことになるので、そうした議会運営の原則の履行を要請・要求するよりも効果の出現が早く、議会と議員に潜む問題点が分かりやすく、実践的につかめる。
- ③市町が提案した議案の論議を傍聴者として聴くよりも、市民自らが提案した議案（請願も議案として扱われる。要望書とは決定的に異なる）が、議会でどのように扱われるかを具体的に肌で感じる取ることができる。直接請求などによる市民提案議案には、請願とは比較にならない膨大な労力を必要とするが、請願なら比較的手軽に行える。議会基本条例には「請願、陳情も市民からの政策提案として扱う」と明記されている。
- ④4年間で16回の請願結果の議員の星取表ができる。「議員の通信簿」づくりは各地で試みられているが、委員会をきちんと傍聴して記録を付けるなど膨大な手数料がかかる。16回の請願を通じて、議会改革に対する議員の資質が請願の提出や審議を通じて浮き彫りになる。次の市議選での議員の選

択で、具体的な通信簿を役立たせることができる。

こうした分析を踏まえて、その後の請願行動を経た中で、さらに以下の事柄を確認できました。

(1) 市民が具体的に関わる大切さ

明石市議会の議会基本条例は、それなりに議会のあり方や議会運営についての改革の方向性は打ち出されていますが、その理解について議員一人ひとりが意識と認識を新たにしていたかどうかは疑わしくなりました。

「議会の公開」にしても、「議員間の自由な討議」にしても、「議会は合議による議決機関」にしても、「市民の参画」にしても、本来の言葉が持つ改革への意味合いとはほど遠い理解であったのか、あるいは、まともにその意味合いも考えずに基本条例に賛成してきたかという疑念を持たざるを得ません。

私たちが上記の言葉の一つひとつについて、その遵守を求めたら「そんなはずではない」と抵抗し、挙句の果ては「議員間討議」も見直しが必要だという発言が公然と飛び出す始末でした。

議会報告会も、議会基本条例の趣旨をまともに読めば、常任委員会の通常活動の域を出ない「委員会ごとのテーマ別報告会」(または意見交換会)が、議会基本条例に定めた「議会報告会」に値しないのは明らかですが、なんだかんだと理屈をつけて、「本来の議会報告会」を改選後2年間一度も開いていません。これも「議会報告会のあり方の見直しが必要だ」と云々する始末です。議会基本条例施行前に、あれだけ“本格的な報告会”をていねいに開いたにもかかわらずです。

自治基本条例も同じですが、議会基本条例は議会が自ら制定した「議会改革へ向けての市民への約束」ですが、市民がそのフォローをしなければ、単なるお飾りに堕してしまいます。明石では幸い、市民自治あかしが粘り強くその遵守を求めて、具体的なボールを投げてきたから、議会基本条例に定めた内容と議員一人ひとりが理解していることの落差が露呈しました。市民が具体的にアプローチしなければ、基本条例は闇から闇にお蔵入りするか、神棚に埃を被ってまつられてしまっていたかもしれません。

自治基本条例の提言書を市民に発表したフォーラムを開いた際に、検討委員会の会長だった山下淳・関学大法学部教授が力説していたように、「基本条例の制定は到達点ではなく、始まりだ」という意味合いを、いま深くかみしめたい。連続請願行動は、その課題と、市民が取り組むことの大切さを教えてくれました。

(2) 会派をめぐる議会内の不可思議さ

請願書の提出は、「紹介議員」が必要とされています。紹介議員の不要な「陳情書」と決定的に異なり、請願は憲法第16条(請願権)および地方自治法(第124条、125条)に定められた「主権者市民の請願権」の行使だから、議会はきちんと審議して、結論を出さねばなりません。

明石市議会では、紹介議員を要請する際に、会派の幹事長に対して要請書を提出し、会派内で紹介議員になるかどうかの議論を経たうえで、紹介議員の可否が決まります。審議のうえで「採択」してもらおうとすれば、過半数の賛成が必要ですから、できるだけ全会派、全議員に要請することになります。いくら丁寧に説明しても、端から賛成してくれないと思われる会派に対しても、紹介議員の要請という“事前打診”をしておかないと、「事前に説明にも来ない」と陰口をたたかれます。面倒でも全会派に要請する手間暇をかけることになります。

だから、市民の請願権と言っても、請願書提出の敷居は高いといえます。毎定例会ごとに、何十件と請願が提出されるようになるともう少し合理化されるかもしれませんが、普通の市民やグループが請願を提出するには、やはりハードルは高いのが現状です。

しかも、市民自治あかしの請願書の紹介議員になってくれる会派や議員は限られています。にもか

かわらず、請願審査が付託された委員会では、多数派あるいは請願に反対する議員や会派から「紹介議員は請願者の趣旨に賛同した、請願者と“一体”のはずだから、請願人に対する質問は控えるべきだ」と紹介議員の発言に対して牽制球が投げられます。

委員会審議では、冒頭に10分間の請願趣旨の陳述が認められていますが、その後の審議では、いかに議員がおかしな発言をしても、質問されない限り発言は許されません。委員会での議論に口を挟もうとしたら、紹介議員等が請願人に質問してくれないと実質的に発言が封じられています。市民との開かれた意見交換など、全くの空文と言えます。

こうした実態は、繰り返し請願を提出することによって、初めてわかったことです。請願に賛同する議員や会派と連携するようになると、今度はその“会派いじめ”が多数派により始まっています。

(3) 他市議会との比較検証活動の必要性

議会改革や議会基本条例をつくる際にも、議会は他の市議会の状況を参考にして検討します。議会基本条例の条文作成や具体的な改革内容についても「他市でどのようにやっているのか？」がまず基準にされることが多いようです。“横並び”が好きな行政ですから、他市の進んだ事例を踏襲、良いところ取りをしてくれたらいいのですが、現実には首をかしげることも多い。

議会は、委員会や議員の要求に基づいて他市の議会の状況を調べるのはお手のものですが、市民団体で他市の状況を調べるのは、結構骨が折れる仕事になります。

そんな中で昨年3月市議会に提出した「市議会だより」の抜本改革を求める請願の際には、兵庫県内29市と12町の全市町議会広報紙をチェックした請願賛成議員の調査結果が役に立ちました。すなわち、請願は「発言議員名と発言主旨を明確にして、答弁内容は質問の主旨に対応した部分に絞って記述する」ように改革を求めましたが、議会広報紙に発言議員名を記載していないのは明石と姫路、赤穂の3市だけで、12の町はすべて記載していることも明らかになりました。

明石市議会の広報紙は市当局の施策を説明する「第2の市政広報紙」になっていることの改善を求めたにもかかわらず、請願に反対した議員は一律に「市議会だよりは議会全体の取り組みを広報するもので、議員個々の発言は会派や個人で広報すべきだ」と、反論にならない主張に終始しました。

請願や陳情の取り扱いについても、明石市議会では陳情は必ずしも採否の議決を必要とはしていませんが、神戸市議会では請願と陳情をほぼ同じ扱いにし、陳情は委員会で採択するかどうかの結論を出すことになっています。紹介議員が要らない陳情でも、請願と同様に委員会で審議され、陳情者の口頭陳述と議決が行われるために、2016年には年初から11月までに70件を超える陳情が提出され、いずれも委員会審議の後で議決されています。

(4) 請願者（市民自治あかし）の影響力を値踏みし、タカをくくる多数派議員

市民自治あかしは、自治基本条例や議会基本条例に沿った「市民主体のまちづくりと行政運営」が行われるように、市民から「政策提言」することを主眼とした市民団体です。明石市の自治基本条例では「市民が市政に参画する権利、市政に関する情報を共有する権利」（第5条）を明記し、議会基本条例では「市民の請願や陳情は、市民による政策提案と位置付け、適切かつ誠実に取り扱う」（第5条）と明記しています。

市民自治あかしのような活動に特化した市民団体は希少な存在で、明石市内には同様の活動を主として行っている団体はなく、全国的にも少ないと見られます。しかし、市議会の多数派は「特定の団体と会うわけにいかない」と意見交換の機会をつくることを拒み、「市民の中の一部のグループに過ぎない」とその影響力を過小評価し、タカをくくるかのような態度を取り続けています。

こうした議会の姿勢を招いた背景には、市民自治あかしの活動を市民に広げていく活動が不足していたり、議会の実態を市民が広く知る機会が乏しいことも影響しています。このことの反省もあって、今後は請願者を幅広い市民に広げていくとともに、請願の内容や議会の対応を周知していくために「議会改革市民100人委員会」の結成が提起されました。

自治基本条例も議会基本条例も、明石市政を市民のものにしていく重要な“道しるべ”であるにもかかわらず、市も議会も積極的に市民に周知していく努力を欠いています。100人委員会の活動が、議会改革とともに2つの基本条例の市民への浸透に大きな役割を果たしていくことを期待します。

(5) 請願内容と具体的な市政の課題

議会改革のあり方に主眼をおいた一連の請願は、一般の市民にはなじみの薄い議会運営に関わるものが多いことから、一般の市民には分かりにくいという側面があります。他方、一昨年12月議会での「住民投票条例議案は慎重に審議し、採決を見合わせて継続審議にする」ことを求めた請願や、昨年9月議会の「市庁舎建て替え計画の情報開示と市民参画」を求める請願のように、議会審議や運営のあり方について問題提起する一方、住民投票条例案の改ざんや、市庁舎建て替え問題という具体的な政策課題に関して議会の対応のあり方を問題にした請願もあります。

前者はどちらかと言えば、議会運営のソフトの課題であり抽象的になりがちですが、後者は具体的な政策課題に関連した具体性があり、一般の市民にも分かりやすい面があります。

ただ、具体的な政策課題と結びついたテーマを持ち出した場合には、住民投票条例や市庁舎建て替え問題という具体的な課題に目が向きがちで、議会運営のあり方に関する問題の影が薄くなりがちです。

いま、明石市議会では、議会改革以前の議会運営のあり方そのものが大きな問題になっている中で、市民の関心をどのように引き付け、議会に対しても論点をそらさない問題提起をしていくかが大きな課題になります。

その点では、上記の二つの性格を持った請願の内容のいずれを優先するかは、その時の市政の重点課題も勘案して折衷案も検討していくしかないかもしれません。

(6) 今後の活動について

連続請願行動は、昨年9月議会では思わぬ出来事に遭遇しました。「市庁舎建て替え計画の情報開示と市民参画」を求める請願に対して、それまで一貫して請願に賛成してきた共産党議員団が反対に回っただけでなく、請願の内容に対する請願者や紹介議員会派に対する反論、追及の先頭に立ち、一貫して請願に反対してきた多数派会派と同調したことでした。

私たちはその後2カ月近く、その分析と反論等に追われたこともあって、12月議会への請願提出は休止しました。請願を審査したまちづくり推進特別委員会での議論に対する反論や、その後の本会議における共産党議員団団長による反対討論への反論は別途詳述しているので省略しますが、庁舎建て替え計画の情報開示と市民参画について請願趣旨と決定的に異なる姿勢が示されたことについては、あらためて庁舎問題を議論する中で明らかにしていきます。

このことによって、私たちの連続請願行動に問題が生じたわけではなく、この中間総括を踏まえて3月議会から請願を再開するとともに、6月議会以降できるだけ早く「議会改革市民100人委員会」の設立に努め、請願行動を一層幅広い市民運動として継続していく方針を確認しています。

また、議会改革については昨年来、政務活動費に関する問題が全国的に大きな問題となり、兵庫県議会や神戸市議会をはじめ全国各地でメディアも追及を続けています。

明石市議会も昨年から「領収書の公開」を始めましたが、金額の多寡はともかく、公開（閲覧）された領収書は発行者名が“黒塗り”で非公開になっており、どこに支払った領収書かが秘匿された不十分なものになっています。「個人情報保護」を理由にしたものですが、元来、発行者を秘匿した領収書は領収書の体をなしていないことは明白です。

こうした「形ばかりの公開」ポーズについても、追及していく必要があると考えています。

3. 議会改革に関わるその他の取り組みについて

(1) 市民と議員の意見交換会

2013年8月、2015年11月に続いて3回目の「市民と議員の意見交換会」は、8月21日アスピーア明石で米子市議会と宝塚市議会の議員も招いて3都市議会の改革交流会を開きました。米子市議会の勇気ある市民派議員の問題提起とそれに応えた良識ある保守、多数派議員や委員長と議長。兵庫県内では議会改革先進都市であった宝塚市議会の現状と課題。そして、議会基本条例どこ吹く風のように、多数会派の議会私物化と特定会派へのいじめ旋風が吹く明石市議会。

こうした三者三様の市議会から見てきた課題と、市民が議会改革に真っ向から取り組む大きな意義をあらためて目の当たりにしました。

(2) 議会見学会の申し入れと議会の“壁”

「議会ツアー」の企画案は、7月の世話人会から議論されました。

議会を市民の身近なものにし、市民が日常的に議会と議員の活動に目を向け、関心を持つことが、議会改革には不可欠です。しかし、議会への敷居は高く、議会が何をしているのか？ どのようになっているのか？ どのような議論をして行政をチェックしているのかが見えにくいのが現状です。

このため、議会の「見える化」の第一歩として、①一般の市民が議会を見学し、議員や事務局職員から議会の仕組みを分かりやすく説明してもらう機会を提供する。そのうえで、②本会議や委員会の「議会傍聴」の手引き（先導役）を行うーという「議会ツアー」企画を打ち出しました。

「議会見学ツアー」は一般市民を対象に市議会の見学ツアーを呼びかけ、本会議場や委員会室、議長・副議長室、会派の控室、図書室などの議会見学を行う。見学に際しては、可能な限り議員に案内と説明をしてもらうように働きかけ、見学終了後には議員との懇談の機会も持ちます。

また、議会ツアーに参加した市民はもちろん、それ以外の市民にも本会議や委員会の傍聴を呼びかけ、市民自治あかしは案内役を担います。傍聴後は、市役所食堂などで感想交換会等を開いて、傍聴者の率直な意見を集約し、市議会に伝えます。議会見学や審議を傍聴した市民の感想や意見を議会に伝えるフィードバック機能も大事にする企画でもあります。

上記2つの活動には、議会の協力、議会との協働が不可欠なため、自治基本条例に定める協働を実践する機会として、議会（議員および事務局）に働きかけることにし、当初は議会事務局に口頭で打診したが、明石市議会には議会見学に関する規定等はないが、具体的日程等を申し込んでもらえば対応するという返事でした。

このため、12月初めに「議会見学についての協力要望書」を議長宛に提出し、見学後の議員との懇談機会についても配慮していただけるように申し入れましたが、1月下旬になって具体的に2月上旬の見学日程を申し入れたら、対応できないと断られました。理由は事務局長からの口頭でしか確認できませんでしたが、「現時点では議会見学の規定等が整備されていない。見学が必要と判断したら、議会として見学を呼びかけるので、市民団体から呼びかけていただく必要はない」というものでした。

議長への要望書に「市民自治あかしが議会見学のコーディネーター役を務める」と書いていたことが気に障ったのかもしれないので、「一般に呼びかけるのではなく、当会の会員等が見学したいので、とりあえずは対応して欲しい」と要請しましたが、規定等の整備が必要なので今年度中には対応できないと受け入れられませんでした。仕方なく、新年度早々にあらためて申し入れるので、早急に見学等の規定を整備して欲しいと要望しておきました。

本件への議会の対応は、請願への対応と同様に、当会からの働きかけには逐一反対するという姿勢が感じられます。市民の議会見学にも扉を閉ざすようなら、議会基本条例以前の問題になりますが、今後速やかに見学を受け入れるように申し入れするとともに、市民にこの事実を訴えていく必要があります。その際、他の市議会がどのように扱っているかの資料の収集も重要になります。

(3) 「議会改革市民100人委員会」の提案と再検討の経緯

連続請願行動は「市民自治あかし」の単独団体請願として続けてきましたが、広報宣伝の不足もあり広く市民に周知できず、議会の多数会派側からも「小さな一つのグループの動きに過ぎない」という過小評価と“おごり”を招く一因にもなっていたようです。

こうした反省からも、連続請願行動を広く市民の動きとして再編する必要があると、市民による議会改革運動の広がりをつくるために「議会改革市民100人委員会」を企画し、1月21日に開いた「連続請願行動の中間報告市民集会」で提案しました。

市民集会では、一部から「議会改革だけではなく、明石市政の抱えるすべての問題に対応する団体として呼びかけてはどうか」という提案があり、発足を乗り越えました。

その後の世話人会で協議した結果、

①明石市政の抱えるすべての課題を対象にした場合に、市民自治あかしと重なり、屋上屋を重ねることになるのではないかと

②100人委員会といっても、市民自治あかしと同じ顔触れの団体なら意味をなさない。議会改革を求める市民のすそ野を広げるためには、少なくとも委員会のトップには既存の市民自治あかしの主要メンバーではない、吸引力のある人材を据えることができるかが決め手になる。

という結論になり、まずは“ヘッドハンター”に努力し、そのうえで改めて発足を提案する集会を開くことになりました。時期的な目安を6月ぐらいにしていたのですが、現時点ではそのめどは立っていません。

4. 住民投票条例の制定を求める取り組みについて

2010年4月に自治基本条例が施行されてから、この4月で丸7年を経ましたが、基本条例に制定が明記された3つの関係条例のうち、住民投票条例だけは未だに宙に浮いたままです。

2012年の駅前再開発に関わる地方自治法に基づく「住民投票を求める直接請求運動」の経緯を経て、2013年8月によりやく、市民が参画した住民投票条例検討委員会が発足し、1年3ヵ月の慎重な審議を経て2014年10月に答申書が提出されました。検討委員会の審議の中で最も時間を費やした重要な論点は住民投票の請求に必要な署名数の要件で、「6分の1」と「10分の1」の主張を調整する形で「8分の1」が全会一致でまとめられました。住民投票を絵に描いた餅にせず、実質的に市民が使える条例にするための議論の結果でしたが、答申から1年後よりやく「条例素案」としてまとめられ公表、パブリックコメントに付された「署名数の要件8分の1」が、同年12月市議会に提出される寸前に何の説明もないまま「6分の1」に修正されました。

その経緯は未だに市長から明らかにされていませんが、議会筋への条例案の“根回し”の過程で「8分の1」では条例案は通さないという多数会派からの強い圧力があつた中で、最終的に「トップ」の判断で条例の成立を優先して、急きょ修正したのが真相のようです。

こうした動きに対して市民自治あかしは市長に抗議し、答申通りの条例案を再提案するように要請する一方、議会に対しては「一方的に改ざんされた条例案は慎重に審議し、今議会では採決を見合わせ、継続審議にすることを求める請願」を提出しました。12月議会では、住民投票条例に反対する多数会派はさらに「在住外国人に投票権を与える」ことや「押印不要による署名の簡素化」等にも反対し、署名要件の改ざんに反対する会派とともに「全員一致」で異例の否決が行われました。

12月議会での条例案否決のあと、市民自治あかしは市長に対して要請書を提出し「検討委員会答申を尊重して早期に条例制定を図ること」など以下の3点を要請し、市民に対する説明の場を速やかに設けるよう求めました。

①自治基本条例に定めた市長の責務、および住民投票条例の制定に対する責任を果たすことについて確認すること。

②住民投票条例案が議会提出の直前になって、署名数要件の変更を行った経緯について市民への

説明責任を果たすこと。

③住民投票条例検討委員会の答申を尊重し、早期に条例の制定を図ること。

しかし、その後議会での質問に対しても、市は「慎重に検討する」と応えるだけで、条例制定についてはこの1年半まったく口をつぐんだ状態にあります。

そのような中で、2015年10月から始まった自治基本条例市民検証会議に市民自治あかしから代表世話人の松本が公募委員として参加し、住民投票条例案の“改ざん事件”の不明朗さと自治基本条例の趣旨に著しく反している点を指摘し、市の説明責任回避を問題に挙げました。その結果、今年2月にまとめられた市長に対する市民検証報告書の中で、住民投票条例に関しては「条例検討委員会の答申に基づいて、自治基本条例に明記されている常設型の住民投票条例の制定をめざす方向で進める」とともに、「制定に向けたプロセスでは、市民への説明責任を果たすなど、市の姿勢を明確にして進める」ことを要請する内容が盛り込まれました。

新年度は、市民検証報告書で指摘された点について市がどう対応するかを見守るとともに、住民投票条例の「不要論」を真っ向から掲げる最大多数会派・真誠会の主張に対応することも大きな課題です。

真誠会の主張は、昨年（2016年）3月末に発行された会派広報紙「真誠会レポート」に掲載されたもので「明石市に住民投票条例は本当に必要か？」と題した主張。

「住民投票で市民に判断してもらうことは、議会の議決権を市民に委ねることになり、議会の「職務放棄」になりかねない。議会が間違った判断をした場合には、リコールや次の選挙での審判、地方自治法74条による直接請求もできる。（在住）外国人に投票権を与えるのは外国人参政権が違憲であること、尊重義務にすぎない住民投票に多大の公費や労力を費やすのか？ 押印不要の署名は簡素化しすぎであり、本人確認が不可能—などの反対理由を挙げている。そのうえで、自治基本条例が定める5年に一度の検証で、常設型の住民投票条例が必要かどうか慎重に議論していく、と記しています。

こうした主張には、事実誤認、憲法や地方自治法の曲解・誤解、自治基本条例や市民参画に対する反対、議員の驕りなどが垣間見えます。詳細はあらためて全面反論する文書を作成し、大規模に市民に頒布することを昨年の総会では課題に挙げていましたが、取り組めませんでした。

この会派に属する議員の中には、真っ向から自治基本条例への嫌悪感、反対を口にする議員もあり、住民投票条例への全面的否定論は彼らの体質を問題にしていくために好都合でもあるが、住民投票条例のみならず、議会基本条例を骨抜きにしようとする動きと軌をいつにするものであり、議会改革、明石市議会大掃除の焦点になる。新年度は、自治基本条例の市民検証報告書をめぐってどのような議論が展開されるかにも注視し、対応していく必要があります。

5. 自治基本条例の市民検証について

自治基本条例の5年目の検証は、基本条例に明記された5年目にかろうじて市民検証会議（学識者2名、市長の指名3名、公募委員2名の計7名）が発足し、今年2月まで1年5カ月にわたって9回の会議を開いて3月に報告書を提出しました。

検証会議の公募委員の募集に際して市民自治あかしから2名が応募し、松本が委員に参画したが、市民自治あかしが取り組んできた課題の多くを会議の中で提起することによって、情報共有の土壌がなかった他の4名の市民委員ともかなりの程度で共有することができ、共感を呼ぶことも多くありました。

例えば、会議の冒頭で議論になった「会議録への発言者名の記載」についても、前々年に発足した住民投票条例検討委員会と同様に「発言者名の明記」を合意でき、明石市の諮問機関の会議録としては数少ない事例を重ねることができました。

検証会議では、各部局の職員による「庁内検証」結果の報告をベースに検証が行われましたが、庁内検証結果の報告内容は単なる“事業報告”に終わっているケースが少なくなく、その都度、自治基本条例の趣旨の理解不足や「参画」「協働」「情報共有」の市政運営の3つの原則への理解が欠けていること

を指摘し、具体的事例を数多く挙げました。このことについては、検証報告書でも検証会議会長の「総括」意見として控え目な表現ながら「自らの仕事を自ら評価することには自ずから限界があることは自明であり、検証をより効果的に行うために、制度所管部署に加え、第三者的視点をも含む検証のあり方についても今後検討いただきたい」と指摘しています。

検証結果は報告書をもとに改めて「再検証」し、報告書に記載された内容がどのように市政に反映されるかを見守っていくことが必要です。とくに、自治基本条例“つぶし”ともいえる動きが議会内を中心に胎動している中では、それに市政が流されないように注視していくことが重要であり、市長に説明責任を果たすよう求めていくことが必要です。

6. 「政治を身近に感じる市民講座」等への取り組みについて

2016年7月の参議院選挙から選挙権年齢を18歳に引き下げることが決まったあと、一昨年2015年度に入ってから具体案等の検討を始め、市の選挙管理委員会との折衝や選管委員長との面談も2回(2015/12/1、2016/2/4)にわたって行い、意見交換し協力要請しました。

当初は、身近な政治課題や市民マニフェスト選挙、市民の参画、市民の協働、情報の共有、議会改革、財政学習、その他より具体的な課題をテーマとし、市民自治あかしのメンバーがそれぞれの地域ごとに講座案を企画し、地域ごとに主体的に運営する企画が提唱されましたが、全体の“乗り”を見出すことがなかなかできませんでした。

その後の検討を経て、昨年の総会では下記のように3点の方針を立てました。

◎「政治を身近に感じる市民講座」(仮称)を具体化し、取り組む

- ・「全市的に呼びかける講座」と「地域ごとの課題を発掘し、すそ野を広げることを目標とした講座」の両面作戦で検討する。
- ・選管の「後援」も視野に置き、政治を身近に感じるための問題提起とトークサロンのような企画を考える。例えば「地域と政治カフェ」
- ・地域ごとの講座を地域単位で検討していくために、市民自治あかしの会員や賛同者名簿を世話人会で共有し、地域集会や講座の呼びかけに活用する。

残念ながら、この方針はその後具体的な検討を得ることはできないまま、1年が過ぎました。2017年度の方針の中で「連続市民講座」が検討されるに至り、以上の経過も踏まえて反映していくことにしたい。

同様に、「市民がつくる財政白書」を昨年の総会では提起しましたが、これもその後の取り組みは持ち越しました。駅前再開発事業の完成(終了?)や中核市への移行などの市政の動きの中で、一時は喧伝された財政窮迫や公共施設の見直し、財政再建策等の課題は市政の中でも後退した感じですが、積極拡大施策の裏で、将来的な財政危機も膨らんでいます。2年後に迫った市長選、市議選を控えて、財政問題はできるだけ表面化を避ける意図も感じられます。

連続市民講座を通じて、そうした課題も顕在化させていくことが重要になります。

7. 市民活動支援センターの実現が持つ意味

昨年3月議会で「市民活動支援センターの開設」と「生涯学習センター、男女共同参画センターと合わせた3センターのコミュニティ創造協会への指定管理移行」が議決され、その後の1年間の準備期間を経て、この4月1日からアスパア明石北館の7～9階フロアの運営は同館開設以来の大きな変化をもたらしつつあります。

市民活動支援センターは10年越しの懸案であり、紆余曲折を経てようやく陽の目を見ました。市民活動支援センターの早期実現を求める市民団体の動きは3年前に発足した市民ネット明石(市民活動団体ネットワーク明石)がその結成の準備段階から最大の目標としてきた市民活動支援の仕組みで、昨年

は同ネットワークの枠を超えて約 150 団体に呼びかけて「市民活動支援のあり方検討会議」を自主的に発足させ、4回の会議やワークショップを経て市長に提案書を提出しました。

「市民活動の中間支援組織」として5年前に発足したコミュニティ創造協会（コミ創）は、役員構成等から“市の外郭団体”の性格を抜け出ていませんが、市民団体側との接点を重視し、市民の「参画」と「協働」を重視した方針で3つの市民利用施設の管理運営を手掛けようとしています。

市民自治あかしは直接関わってはいませんが、自治基本条例に依拠した「参画と協働」の拠点として3つのセンターが生まれ変わるかどうかの重要なスタートに立ったと言えます。

8. 国政と地方自治との関係について

2000年にこの国が地方分権システムに移行してから、18年目に入ります。2000年の前後、数次におよぶ地方分権改革の勧告が行われたり、地方分権や地方主権への動きが国政の中でも重要な課題になっていた時期もありましたが、第2次安倍政権になってから地方分権とは逆の動きが露骨になっています。

自治基本条例も議会基本条例も、より一層の地方分権と地方主権を高めていく中で全国の自治体に広がり、「住民自治」の実質が深められ、市民主体のまちづくりや市民自治の行政が前進していきます。しかし、国政をつかさどる政権が地方自治、地方分権をないがしろにし、これまでの流れに掉さすような逆風をつくりだすことに汲々とすれば、地方自治の内実が弱められ、住民自治、市民自治への逆風となってきます。地方主権をあからさまに批判、否定する閣僚が現われたり、沖縄県の自治権を国家権力の力で踏みつぶそうとするなど、露骨な“中央集権”への逆行さえ見られます。

政権政党である自民党が、自治基本条例や住民自治を抑制する方針を明確にして下部組織に流す中で、自治基本条例制定の動きが弱まり、既存の基本条例を廃止または後退させる動きが全国各地の自治体の現場で生じていることも看過できません。

明石市議会における保守系最大会派である真誠会が、公然と住民投票条例の制定に反対し、検討委員会の答申を経て起案された条例案の中身を変えさせようと画策したことや、ヘイトスピーチなどの差別主義団体などが在住外国人に住民投票権を付与する当たり前のことに抗議活動を重ね、その流れに乗って条例案つぶしを議会の多数派が図ったことなども、現在の国政の動向と無縁とは言えません。

明石市議会ではしばしば、国への意見書提出などを求める請願に対して、「国政に関わる事項について自治体が口を出すのは好ましくない」という論理を盾にして、市民からの請願を封じることがあります。しかし、自治体が「地方自治の本旨」（団体自治と住民自治）に基づいて国の行政に意見を申し立てることや、住民の意見を国に反映することは、自治体の本来のあり方であるにもかかわらず、自ら権能を縮小解釈し、地方自治の持つ権能を放棄することになっているのに注目しなければなりません。

脱原発や再生可能エネルギーの普及拡大などエネルギーのあり方、大規模地震など災害への対応、福祉や教育の課題解決などについても、国政のあり方への対応を避けては解決できない問題が多くあります。国の財政危機や破綻は、即、地方自治体の行政や住民の暮らしに直結するにもかかわらず、駅前再開発事業などでも「国から金をもらわねば損」という“たかり根性”を払しょくできない議員や地方政治家が絶えません。

私たちは、地方自治、住民自治のより一層の進化を求めていく中で、地方の行政の枠内でだけ考えるのではなく、こうした国政との密接なかかわりにも目を向け、地方自治、住民自治に逆行する国政、平和や市民の基本的な人権を軽視する国政の変革にも目を向けねばならないと考えます。

II 新年度の活動の方針と具体的計画

議会改革の取り組みは引き続き継続課題として取り組みますが、市民へ広く関心のすそ野を広げていくためにも、山積する市政とまちづくりの課題を具体的に一つずつ取り上げる「連続市民講座」を、新年度の活動の中核に据えます。

連続市民講座は可能な限り毎月1回の開催ペースをめざし、多様な市民の出入りが期待される市民活動支援センターのフリースペースを活用し、市民自治あかしの活動の“見える化”を図っていきます。そうした活動の中で、連続請願運動の市民への広がりや、課題を持ち越してきたさまざまな「まちづくり課題」や「市政の課題」を市民と共有し、深めていくことができます。

1. 連続市民講座「市民まちづくり講座 in 明石」を開催します（テーマ事例は別紙参照）

- ①原則として毎月1回のペースを目標に開催します。
- ②外部講師を招くこともありますが、市の「出前講座」の活用や市民自治あかしのスタッフの調査研究成果の活用と共有などによって、講座開催の労力の省エネルギー化を図ります。
- ③会場は原則として、市民活動支援センターのフリースペースを利用し、経費の軽減とオープンな講座で“見える化”を図ります。地域課題などのテーマによっては地元開催も検討します。
- ④講座は一方的な講義だけではなく、情報提供や問題提起を受けて、参加者ができるだけディスカッションする運営に努めます。

◇当面の開催テーマ案と開催日程

- ①7/23（日）明石港周辺整備の課題と明石港東外港再開発検討委員会の検討内容を検討する
- ②旧図書館跡と「生涯学習センター分館」の行方。郷土歴史資料館とは？（出前講座要請）
- ③中核市移行と明石市の行財政の将来。保健所、動物愛護センター、児童相談所 etc（出前講座）
- ④明石の「食文化」とは何か？ B級グルメって？
- ⑤「支え合いの地域福祉」現状と課題

2. 議会基本条例を遵守する議会改革へ、引き続き取り組みます

- ①市議会の次期改選が2年後に迫ったことを意識し、できるだけ定例会ごとに請願書を提出するように努めます。
- ②市民と議員の意見交換会を開催します。
- ③「議会改革市民100人委員会」の発足に努めます。
- ④議会ツアー、議会見学会の実施。市議会への協力要請書を提出します。
- ⑤他市の議会運営について、比較研究と調査に取り組みます。

3. 自治基本条例に沿った市政運営をめざし、住民投票条例つぶしの動きに対応します

- ①自治基本条例市民検証会議の報告書の提言が履行されるように、見守りと要請を続けます。
- ②市政のあらゆる分野で、自治基本条例の「市政運営の原則」が履行されるように求めます。

4. 市民自治あかしの運営等について

- ①会計報告（別紙）と財政方針
 - ・会の財政基盤を固めるために、会員（年会費3000円）の呼びかけ、拡大に努力します。
- ②世話人会等の役員と組織体制
 - ・世話人：17名　うち代表世話人：6名とする
 - ・毎月1～回のペースで開いている世話人会は、毎回10～15名程度が出席し、昨年度は17回開催しました。世話人会は、「会の実質的な議論の場」になっています。より多くの人が世話人会に加わっていただけるように努めます。

◇連続市民講座 課題&テーマ (案)

0	市政の基本	・自治基本条例の市民検証会議報告書を読む
1	財政	・庁舎建て替え問題
1	財政	・市民がつくる財政白書 公共施設の縮減はどうなった？
1	財政	・大蔵海岸整備と企業会計 20年を超えて??
1	財政	・大久保駅前 の J T 跡地問題は？
1	財政	・中核市への移行と市の財政、新しい事務事業の行方
2	情報共有	・明石市の情報公開 お粗末な行政資料センターの拡充
3	中心市街地	・駅前再開発ビル 市民図書館
3	中心市街地	・再開発ビル 市民ひろばの利活用
3	中心市街地	・中心市街地活性化 明石港と周辺整備は？ 砂利揚げ場は？
3	中心市街地	・旧図書館の「生涯学習センター分館」の行方 郷土歴史資料館？とは
3	中心市街地	・西明石駅前整備と街づくり拠点
3	中心市街地	・アスピア明石のその後
4	都市と暮らし	・明石の公共下水道 老朽、更新期を迎えて
4	都市と暮らし	・明石の上水道
4	都市と暮らし	・ゴミ行政と新清掃工場
4	都市と暮らし	・再生可能エネルギーの明石での普及 (エネルギー地産地消明石地域協議会)
5	教育	・小中学校の過密過疎と学校統廃合、校区再編の行方
6	福祉行政	・子ども重視政策と待機児童の増大
6	福祉行政	・「支え合いの地域福祉」現状と課題
7	市民活動支援	・市民活動支援行政
7	市民活動支援	・生涯学習行政と市の行政組織
7	市民活動支援	・協働のまちづくり組織 各校区の現状と課題 (支援策、一括交付金等)
8	議会	・議会活性化というもの？
9	明石らしさ	・明石の歴史とまちづくりに関わるテーマ
9	明石らしさ	・明石の食文化とは何か？ (なぜ明石で「B級グルメ」?)
9	明石らしさ	・自然環境 (明石の自然環境塾…)
9	明石らしさ	・明石のまちと暮らしに関わるテーマ